

## 海外販路開拓支援助成事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより、今後の貿易振興（県産品の海外販路開拓）を図ることを目的とする。

### (助成要件)

第2条 事業実施主体は、福島県貿易促進協議会（以下、協議会という。）の企業・個人会員とする。

2 本事業は、前項に定める事業実施主体が第3条に規定する取組を行う場合に、助成対象経費の一部を助成する。

### (助成対象経費)

第3条 助成対象経費は別表のとおりとする。

### (助成額)

第4条 助成額は、予算の範囲内において別表のとおりとする。

ただし、1会員につき、年度内に各助成区分とも1回限りとする。

### (申請交付手続き)

第5条 申請者は、「助成申請書」（様式1）に必要書類を添付し、原則として事前に福島県貿易促進協議会長（以下、会長という。）へ提出する。

2 会長は、提出された申請書を審査し、適当と認められるときは、「助成金の交付決定」（様式2）を行う。

3 申請者は、助成対象事業実施後、速やかに「実績報告書」（様式3）、経費等領収書（写し）、「海外販路開拓活動状況及び今後の見通し」（様式3・別紙）を会長へ提出する。

ただし、「海外販路開拓活動状況及び今後の見通し」（様式3・別紙）の提出は、海外商談等活動支援の取組を行った場合のみとする。

4 会長は助成金額の確定を行い、申請者へ通知する（様式4）。

5 申請者は、助成金の額の確定に基づき、「助成金請求書」（様式5）を会長へ提出する。

6 会長は事務処理にあたり必要と認められるときは、申請者に対して必要書類の写し等の提出を求めることができる。

### (事業の変更、中止)

第6条 申請者は申請内容に変更があるとき、または事業を中止しようとする場合には、「助成変更承認申請書」（様式6）により、事前に会長の承認を受ける。

2 会長は、提出された助成変更申請書を審査し、適当と認められるときは、「助成金の変更交付決定（様式7）」を行う。

（その他）

第7条 事業の実施において必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

「海外商談・販売促進活動支援助成事業実施要領（平成26年5月9日施行）」は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表

助成区分	事業内容	助成対象経費	助成額	摘要	
I 海外商談等活動支援	海外における商談、見本市・展示会等への参加及び店舗等での販売促進活動に要する費用	◇航空運賃 (国内旅行、海外旅行保険は除く) ◇現地交通費・宿泊費 ◇通訳雇用経費 ◇展示会・見本市等出展料	上限75千円, 10/10以内  ※会員あたり、年度中1回限りとする。		
	その他、福島県貿易促進協議会長が必要と認める費用(ただし、出品物運送料は除く)				
II 認証取得、法規制等対応支援	①ハラール、コーシャ、HACCP等の認証・認定等取得に関する費用	◇認証・認定制度等の認証・認定料 ◇認証・認定等の取得に必要な従業員研修等の費用 ◇認証・認定等の審査のための費用 (審査職員の旅費、審査時の通訳費用等) ◇認証・認定等の取得に必要な申請書類等の作成費用 ◇認証・認定等の更新費用 (ただし、新規取得後、最初の更新に限る。)	上限100千円, 10/10以内  ※会員あたり、年度中、①②どちらか1回限りとする。  ※①の取組については、認証・認定新規取得、または認証・認定の最初の更新どちらか一方のみとする。	・対象となる費用は、県内に所在する工場、店舗、宿泊施設等に係るものに限る。  ・「認証・認定料」及び「更新費用」とは、認証・認定等の新規取得及び最初の更新時に認証・認定等団体に支払う費用をいい、設備更新・改装費、職員雇用経費などは含まない。	
	②新たな輸出先となる国・地域の法規制等への対応に関する費用	◇輸入事前登録制度等への対応のための費用(登録料、手数料、自社資料翻訳料) ◇食品添加物規制、栄養成分表示義務等への対応のための費用(検査・成分分析表作成料、証明書発行手数料、ラベル作成費用)			・対象となる費用は、現地の法規制及び商習慣において高い必要性が見込まれるものとする。(輸出入事業者等が独自に要求するものは対象としない。)  ・既に輸出先として取引実績のある国・地域に対し新たな商品の輸出を開始する場合は、対象としない。
	③その他、①②に類するものとして福島県貿易促進協議会長が必要と認める費用				